

令和 7 年度香南市不妊治療費助成事業のご案内

不妊治療を受けやすくし、不妊の悩みに対する支援の一つとして、不妊治療にかかる費用の一部を助成します。

対象となる治療

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に終了した治療または高知県不妊治療費支援事業対象者で決定通知を受けた治療。（「混合診療」、「先進医療等の保険外併用療養費の対象」となる特定不妊治療は除く。）

対象となる方（申請時点で次の要件をすべて満たす方）

- ①医療機関において医師より不妊症と診断された方
- ②法律上の婚姻をされている夫婦、事実婚関係にある夫婦
- ③夫婦の両方が香南市に住民票があること
- ④夫婦が市税等の滞納がないこと
- ⑤他の自治体において、同一の助成を受けていないこと

【一般不妊治療】

対象となる治療	人工授精	
助 成 内 容	助 成 額	1 年度（4 月～翌年 3 月）上限 5 万円
	年 齢	制限なし（令和 8 年度限りで 43 歳以上の助成終了）
	治療回数	制限なし
	助成期間	1 子につき初回申請年度とその翌年度の 2 年間

【特定不妊治療】

対象となる治療	体外受精及び顕微授精 A：新鮮胚移植を実施 B：採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施 C：以前に凍結した胚による胚移植を実施 D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 E：授精できず、又は胚の分割停止、変性、他精子授精等の異常授精等による中止 F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	
助 成 内 容	助 成 額	1 回の治療につき上限 10 万円
	年 齢	制限なし（令和 8 年度限りで 43 歳以上の助成終了）
	治療回数	1 子につき 6 回
	助成期間	制限なし

注意事項等

- ・「1 回の治療」とは、特定不妊治療の実施にかかる治療計画を作成した日から「妊娠の確認」等に至るまでの一連の過程をいい、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も 1 回の治療とみなします。
- ・助成の交付を受け、出産に至った、又は妊娠 12 週以後に死産に至った夫婦が再び特定不妊治療を行う場合には、助成回数を更新することができます。
- ・入院費、食事代、文書料など治療に直接関係のない費用は助成の対象となりません。
- ・他の市町村より同様の助成を受けている場合又は過去に香南市不妊治療費助成事業実施要綱に基づき助成を受けている場合、当該助成の回数及び額を含めるものとします。
- ・治療費の合計が上限額未満の場合は、当該治療費の額が助成額になります。
- ・高知県不妊治療費支援事業（「県事業」中央東福祉保健所 0887-53-3172）の助成対象者の方は県への申請を必須とし、治療に要した費用から、県より助成を受けた額を控除した額又は 10 万円のいずれか少ない額を上限とします。

申請に必要なもの

必要書類	一般不妊治療	特定不妊治療	
		県事業対象	県事業対象外
① 香南市一般（特定）不妊治療費助成事業申請書兼請求書 特定不妊治療については1回の治療ごとに必要です 県事業対象の方の県事業決定通知日（右上日付）以降の日で記入してください	○	○	○
② 香南市一般（特定）不妊治療費助成事業医療機関受診等証明書 特定不妊治療については1回の治療ごとに必要です	○	県事業様式 写し可	○
③ 不妊治療に要した費用の領収書および明細書の写し ②の院外処方欄にある日付の調剤薬局が発行する領収書も対象です 事前に写しをご準備ください	○	○	○
④ 市税等についての滞納のない証明書（夫婦分） 申請毎に必要となります。 （複数回分を同日に申請する場合は夫婦分各1通で可）	○	○	○
⑤ 高額療養費に係る自己負担限度額が確認できる書類 （治療期間内の有効期限である限度額適用認定証 等）	×	○	○
⑥ 「高知県不妊治療費支援事業承認決定通知書」の写し	×	○	×
⑦ （事実婚の方のみ）夫婦の戸籍謄本及び申立書	○	県事業提出書類 写し可	○
申請期限	[治療が終了した日または県事業決定通知日が 令和7年4月1日～令和8年2月28日 令和8年3月31日（火）] [治療が終了した日または県事業決定通知日が 令和8年3月1日～令和8年3月31日] 令和8年4月30日（木）] <u>（一般不妊治療は治療期間が令和7年4月分 から令和8年3月分が助成範囲）</u>		

備考 申請書類等は香南市ホームページからダウンロードできます。

＜お問合せ・提出先＞ 香南市役所 2階 健康対策課 電話：0887-50-3011

～「ここから相談室」（高知医療センター内）～

流産や死産を経験された方、不妊症・不育症の方などの相談に応じています。
 医学的・専門的な相談や心の悩み等について不妊症看護認定看護師などの専門相談員が対応しています。
 高知県が設置した相談室ですので、相談は無料です。

＜相談専用電話（予約兼用）＞ 088-837-3704

～高知県不育症検査費用助成事業～

高知県では、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施される検査を対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成します。

＜申請窓口＞中央東福祉保健所 0887-53-3172

〒782-0016 香美市土佐山田町山田 1128-1